

鳥取県高等学校PTA連合会会員学校 新入生の保護者の皆様へ

鳥取県高等学校PTA連合会推薦

# 高校生総合保障制度のご案内

(団体総合生活保険)

ご入学おめでとうございます！

大切なお子様のご入学、心よりお慶び申し上げます。これからの学生生活を取り巻く様々な危険からお子様をお守りするために高校生総合保障制度をお薦めしています。

## 自転車事故でお子様を加害者に？



相手方との交渉もお任せ！  
個人賠償責任補償で安心！

## お子様がケガ



学校内・部活動中・通学途中・プライベートを  
問わず**24時間補償で安心！**



学生が病気で入院した  
場合の**医療補償**  
(Wプラン)

学生の扶養者に万が一のことが  
あった場合の**育英費用補償**  
(W・A・B・Cプラン)



熱中症、細菌性食中毒  
(ノロウイルス)も補償！



天災危険(地震・噴火・津波)  
によるケガも補償！

## お手続きの方法

- ①まずはタイプをお選びください。「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。
- ②同封の「加入依頼書」の記入例をご覧ください必要事項を全てご記入・ご捺印のうえ「加入依頼書」を同封の返信用封筒に入れて、加入締切日(令和3年4月7日(水)まで)に投函してください。

※保険料払込方法：口座振替

保険料の引落：6月28日(月)

投函締切日：4月7日(水)

## 補償期間

令和3年4月8日午後4時～令和6年3月31日午後4時※

※留年等により在校期間が延長された場合は、補償期間の延長となりませんのでご注意ください。

5月以降も中途加入は可能です。保険料については代理店までお問い合わせください。

加入者票の送付は5月頃を予定しております。加入者票がお手元に届くまでの間は、加入依頼書お客様控えが当制度の加入の証となりますので大切に保管して下さい。

この保険は、鳥取県高等学校PTA連合会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として契約者が有します。

# いろいろな危険・病気からお子様をサポートします！

高校生総合保障制度  
(団体総合生活保険)

24時間補償

学校内、部活中、登下校中、  
修学旅行、日常生活中等

本制度の特色

- ① 学校生活中のみならず、日常生活の様々なケガ・病気（Wタイプのみ）・賠償事故等を24時間総合的に補償します。
- ② 鳥取県高等学校PTA連合会が団体契約を結んでおり、団体割引10%適用の保険料でご加入できます。
- ③ おケガや病気の補償は健康保険や生命保険の給付等と関係なく保険金をお支払いします。  
保険金例については、下段「\*お支払する保険金例」をご参照ください。

## 個人賠償責任 (示談代行あり)

国内無制限！

お子様はもちろんご家族が、日本国内外を問わず、日常生活の偶然な事故により、他人にケガをさせたり他人の物を壊したりしたため、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等除きます)に限り、**示談交渉は原則として東京海上日動が行います。**※保険の対象となる方(被保険者)の範囲は、後述の「**保険の対象となる方(被保険者)について**」をご確認ください。



## おケガの補償

授業中・クラブ活動中・通学途中はもちろん日本国内外を問わず、日常生活の突然の事故\*1によりケガをされた場合に1日目から保険金をお支払します。

\*1 突然の事故とは、急激かつ偶然な外来の事故をいいます。

特約により以下のような補償も対象になります。

- 天災危険:地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
- 細菌性食中毒 (ノロウィルスも対象)
- 熱中症



## 病気の補償

Wタイプのみ

お子様が病気になり、国内外問わず医師の治療を受け、2日以上入院されたり手術や放射線治療を受けられた場合、保険金をお支払いします。



## 育英費用

扶養者が急激かつ偶然な外来の事故で死亡されたり、重度後遺障害を被った場合、「育英費用保険金」保険金額全額を一時にお支払いします。

※あらかじめ扶養者の方を指定していただきます。

※地震・噴火またはこれらによる津波により扶養者がケガをし、そのケガによる死亡・重度後遺障害により扶養されなくなった (例) Wタイプの場合 場合に対しても保険金をお支払いします。

生活費等で困っても...

120万円！



### \*お支払する保険金例

補償内容	保険金お支払例	保険金お支払額
賠償責任	自転車で走行中に、誤って通行人と衝突。通行人は脳挫傷が原因で死亡。	29,000,000円
	ヘルメットを着用し自転車走行中に、停車中の車に衝突した。	150,000円
おケガの補償	体育の授業中バスケットをしていて転倒し、ひざの靭帯を断裂した。 (入院20日 通院12日 手術あり(入院中)) ＜Wタイプのお支払例＞ 入院保険金 2,445円×20日=48,900円 通院保険金 1,100円×12日=13,200円 手術保険金 2,445円×10倍=24,450円	86,550円
	盲腸で入院し手術した。(入院6日 手術あり(入院中)) ＜Wタイプのお支払例＞ 入院医療保険金 2,300円×6日=13,800円 手術医療保険金 2,300円×10倍=23,000円	36,800円
育英費用	高校2年生のとき、父親が交通事故により死亡。＜Wタイプ＞	1200,000円

上記「お支払する保険金例」は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

# 加入タイプ（保険金額と保険料）のご案内

団体割引  
**10%**

ご加入はエコミーな3年間5,500円（保険料3年分）から！  
団体割引適用により1カ月あたり約150円で1日24時間、ご入学からご卒業まで安心をご用意いただけます。

部活で活躍する君へ 自転車通勤する君へ  
**おすすめタイプです!!**



入院には様々な費用がかかります  
●差額ベッド代  
●入院にかかった交通費  
●親族付き添い費用  
●新聞・雑誌・衣類等の購入費用 等

■保険期間3年一時払

		W	A	B	C	S
保険料		33,000円	25,500円	19,500円	13,500円	5,500円
賠償	個人賠償責任保険金額 (記録情報限度額500万円)※1	国内 無制限	国内 無制限	国内 無制限	国内 無制限	国内 無制限
		国外 1億円	国外 1億円	国外 1億円	国外 1億円	国外 1億円
育英	育英費用	120万円	114万円	88万円	20万円	-
けが	死亡・後遺障害保険金額	165万円	154万円	124万円	66万円	54万円
	入院保険金日額 ※2 (最長180日目までの180日限度)	2,445円	2,150円	1,400円	800円	-
	通院保険金日額 (最長180日目までの90日限度)	1,100円	1,100円	700円	500円	-
	天災(地震・噴火・津波)危険補償	○	○	○	○	○
	細菌性食中毒等補償特約	○	○	○	○	○
	熱中症危険補償	○	○	○	○	○
被害事故		3,000万円	-	-	-	-
携行品(免責5千円)		10万円	10万円	10万円	10万円	-
救援者費用		100万円	100万円	100万円	100万円	-
病気	入院医療保険金日額 (日額・60日限度)	2,300円	-	-	-	-
	手術医療保険金 ※3	入院医療保険金日額の10倍または5倍	-	-	-	-
	入院療養一時金	20万円	-	-	-	-

※1 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する賠償責任については、500万円が支払限度額となります。  
 ※2 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。  
 ※3 手術医療保険金のお支払額は、入院医療保険金日額の10倍(入院中の手術または放射線治療)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術があります。

本パンフレットの保険料は職業級別Aの方を対象としたものです。

お子様(被保険者—保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6業種\*4のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり保険料が異なります。お問い合わせ先まで必ずご連絡ください(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。)

\*4 「自動車運転者」、「建設作業」、「農林業作業」、「漁業作業」、「採鉱・採石作業」、「木・竹・草・つる製品製造作業」



# 保険の対象となる方(被保険者)について

## 「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」としてご加入いただける方

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人\*1」としてご加入できる方は、鳥取県高等学校PTA連合会会員学校に在籍する学生・生徒の方(入学手続きを終えた方を含みます。)となります。\*2

## 「保険の対象となる方(被保険者)の範囲」

それぞれの基本補償について、保険の対象となる方は、以下のとおりです。

	こども傷害補償、 携行品、救護者費用等	個人賠償責任
	本人型	家族型
ご本人 *1	○	○
ご本人*1の配偶者	-	○
ご本人 *1もしくは親権者またはご本人 *1の 配偶者の同居のご親族	-	○
ご本人 *1もしくは親権者またはご本人 *1の 配偶者の別居の未婚のお子様	-	○

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任については、ご本人\*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます(代理監督義務者については、ご本人\*1に関する事故に限ります。)

また、ご本人\*1以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(責任無能力者の配偶者または親族に限ります。)も保険の対象となる方に含まれます(責任無能力者に関する事故に限ります。)

\*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

\*2 専修学校および各種学校については、教育基本法に定める義務教育を終了している方に限ります。

育英費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。)、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

## 「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説

- (1) 配偶者: 法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚約とは異なります。)にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、  
a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)  
b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- (2) 親族: 6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)
- (3) 未婚: これまでに婚姻歴がないことをいいます。

制度・お手続きに関するお問い合わせ先(東京海上日動火災保険株式会社 代理店)

## 「高校生総合保障制度事務局」(受付時間 月～金 AM9:00～PM5:00)

(株)東京海上日動パートナーズ中国四国 鳥取支社

住所: 鳥取市南隈541トリニティーモールBゾーン1階 TEL: 0857-32-8825

(株)東京海上日動パートナーズ中国四国 米子支社

住所: 米子市末広町181第1Tビル1階 TEL: 0859-21-7525

親和商事(株)

住所: 鳥取市扇町9-2 TEL: 0857-23-5417

ハロー保険(株)

住所: 鳥取市千代水1-140-2 TEL: 0857-39-7234

(株)バード保険事務所

住所: 鳥取市西町5丁目101 TEL: 0857-29-0557

坂口合名会社

住所: 米子市博労町3丁目183 TEL: (株)東京海上日動パートナーズ中国四国米子支社へ

## 事故時の連絡先

「東京海上日動安心100番」



0120-720-110 (受付時間24時間365日)

(事故受付センター)

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

# サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！  
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。  
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

## ・メディカルアシスト

自動セット



お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。  
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間\*1: 24時間365日



0120-708-110

\*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

### 緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

### 医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

### 予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

### がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

### 転院・患者移送手配\*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

\*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

## ・介護アシスト

自動セット



お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間: 電話介護相談 : 9:00~17:00  
いずれも 各種サービス優待紹介 : 9:00~17:00  
土日祝日、  
年末年始を除く



0120-428-834

### 電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*1」をご利用いただくことも可能です。

\*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

### インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] [www.kaigonw.ne.jp](http://www.kaigonw.ne.jp)

### 各種サービス優待紹介\*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

\*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

## ・デイリーサポート

自動セット



法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間: 法律相談 : 10:00~18:00  
いずれも 税務相談 : 14:00~16:00  
土日祝日、  
年末年始を除く 社会保険に関する相談 : 10:00~18:00  
暮らしの情報提供 : 10:00~16:00



0120-285-110

### 法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] [www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html)

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

### 社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

### 暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

### ご注意ください

(各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者\*1・ご親族\*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- \*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- \*2 6親等以内の血族・3親等以内の姻族をいいます。

## 引受保険会社



東京海上日動火災保険株式会社

山陰支店 鳥取支社

〒680-0011 鳥取県鳥取市東町2-351 鳥取東京海上日動ビル1F

TEL: 0857-23-2201 (受付時間 月~金 AM9:00~PM5:00)